

平田村除染実施計画

(第3版)

平成28年2月

平 田 村

改正の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成23年12月28日	「平田村除染計画 (第1版)」の策定	1
平成24年 5月24日	「平田村除染実施計画 (第2版)」の策定	2
平成28年 2月15日	「平田村除染実施計画 (第3版)」の策定	3

- ※ 本除染実施計画は、除染の効果や進捗を踏まえ、内容や期間について、見直しを行うこととします。
- ※ 1 「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく除染計画
2 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の影響への対処に関する特別措置法」に基づく法定計画へ移行

目 次

1	はじめに		1
2	村内における放射性物質の分布		1
3	除染の方針		2
(1)	基本方針		2
(2)	目標		2
(3)	計画期間		2
(4)	除染実施区域		2
(5)	除染の実施者		3
(6)	優先順位		3
4	除染の実施		4
(1)	除染方法		4
(2)	除染スケジュール		5
5	除去土壌等の処理		6
(1)	除去土壌等の処理方針		6
①	仮置場への収集・運搬、及び保管について		
②	仮置場からの運搬・処分について		
(2)	仮置場の構造及び所在地		6
(3)	仮置場ができるまでの措置		7
(4)	除去土壌等の記録・保存		8
6	その他		8

1 はじめに

平田村は、福島県の南部、石川郡の東北部に位置し、阿武隈山系の中にある緑豊かな農村でした。

しかし、この度の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響を受けています。そのため子どもから高齢者まで安全・安心に暮らせる「平田村」を取り戻すため、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。

2 村内における放射性物質の分布

中通りの南に位置する本村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所による放射性物質の土壌への沈着が主要な汚染となっています。

村内全域において、事故当初は放射性ヨウ素の汚染が大きな割合を占めていましたが、現在は放射性セシウムが主要な汚染原因となっています。

村内における空間線量率の調査結果は、次表のとおりです。

地 区	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
永 田 地 区	0.17~0.30 μ Sv/h	0.25
小 松 原 地 区	0.19~0.31 μ Sv/h	0.24
下 蓬 田 地 区	0.25~0.31 μ Sv/h	0.27
打 違 内 地 区	0.30~0.47 μ Sv/h	0.39 ☆
乙 空 釜 地 区	0.27~0.39 μ Sv/h	0.33 ☆
上 蓬 田 地 区	0.18~0.25 μ Sv/h	0.23
蓬 田 新 田 地 区	0.30~0.40 μ Sv/h	0.35 ☆
九 生 滝 地 区	0.23~0.29 μ Sv/h	0.26 ☆
鴫 子 地 区	0.23~0.27 μ Sv/h	0.25 ☆
小 平 地 区	0.18~0.29 μ Sv/h	0.24
西 山 第 1 地 区	0.19~0.25 μ Sv/h	0.23
西 山 第 2 地 区	0.18~0.27 μ Sv/h	0.23
東 山 地 区	0.28~0.42 μ Sv/h	0.35 ☆
上 北 方 地 区	0.24~0.29 μ Sv/h	0.27 ☆
下 北 方 地 区	0.18~0.28 μ Sv/h	0.24
駒 形 地 区	0.16~0.27 μ Sv/h	0.23
中 倉 第 1 地 区	0.19~0.28 μ Sv/h	0.23
中 倉 第 2 地 区	0.19~0.26 μ Sv/h	0.23

☆ 航空機モニタリング（平成 23 年 9 月 28 日 環境省）のデータに基づき指定する地区。

※ 調査期間 平成 23 年 6 月 24 日～平成 23 年 12 月 22 日

※ 測定機器名 シンチレーション PM1703M0-1

※ 測定地点 地上より 1 メートル

3 除染の方針

(1) 基本方針

平田村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、村内全域を除染します。

除染は村が全力で取り組みますが、行政だけでは村内全域の迅速な除染が困難なことから、放射線量が低い場所は、状況等を鑑み、村民、ボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

(2) 目 標

平成 23 年 12 月から 2 年間で、村民の日常生活環境における空間線量率を村内全域で毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にします。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 23 年 12 月から平成 28 年 3 月までの 5 箇年とし、重点期間を最初の 2 年とします。

(4) 除染実施区域

汚染状況重点調査の結果から、航空機モニタリング及び村調査結果に基づき、除染実施区域を次のとおりとします。

追加被ばく線量が年間 1mSv（空間線量率が 0.23 μ Sv/h）以上の区域	永	田	地	区
	小	松	原	地
	下	蓬	田	地
	打	違	内	地
	乙	空	釜	地
	上	蓬	田	地
	蓬	田	新	田
	九	生	滝	地
	鴫	子		地
	小	平		地
	西	山	第 1	地
	西	山	第 2	地
	東	山		地
	上	北	方	地

	下 北 方 地 区
	駒 形 地 区
	中 倉 第 1 地 区
	中 倉 第 2 地 区

(5) 除染の実施者

村が除染を行いますが、村のみで除染を行うには相当の期間を要することから、村民の皆様に除染の協力をお願いします。

国又は県が管理する道路、施設、森林等は、国又は県が除染を行います。

(6) 優先順位

① 優先地域

線量の高い地域を優先に随時実施します。

順 位	地 区
1	打 違 内 地 区
2	蓬 田 新 田 地 区
2	東 山 地 区
4	乙 空 釜 地 区
5	下 蓬 田 地 区
5	上 北 方 地 区
7	九 生 滝 地 区
8	鴫 子 地 区
8	永 田 地 区
10	小 平 地 区
10	小 松 原 地 区
10	下 北 方 地 区
10	駒 形 地 区
14	上 蓬 田 地 区
14	西 山 第 1 地 区
14	西 山 第 2 地 区
14	中 倉 第 2 地 区
14	中 倉 第 1 地 区

② 優先対象

村民の生活空間を優先して除染を行います。放射線の影響を受けやすい子ども、妊婦の生活空間(幼稚園、学校施設、公共施設等)を考慮し、優先順位を次のように定め、効果的で効率的な除染を行います。

順位	対象	詳細
1	幼稚園、保育所、学校、それに付随する道路	○幼稚園、保育所、小・中学校 通学路、側溝、
2	公共施設 公園 住宅、宅地、それに付随する道路	○ 村役場、公民館、集会所、その他同等の施設 ○ 公園 ○ 住宅、宅地、生活路、側溝
3	商業施設・工場 その他の道路 農地、森林(生活圏)	○店舗、工場 ○村道 ○農地、森林(生活圏)
4	森林(その他)	森林(その他)※

※除染の実施については、今後検討します。

4 除染の実施

(1) 除染方法

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン(環境省)及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業補助金交付要綱、福島県の定める除染対策事業交付金交付要綱の内容に則って除染を行います。

除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおりですが、線量等対象地域の実情に応じ、庭や農地の表土除去、住宅屋根の高圧洗浄等について、必要かつ合理的な範囲で実施することとします。

除染対象		除染方法
生活圏	家屋・庭	庭木の剪定、軒下などの除草、屋根、雨樋の清掃
	道路	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝の清掃
	学校・幼稚園・保育所・公園	校庭の表土除去、客土、側溝清掃
	街路地などの生活圏樹木	枝葉の剪定、枝打ち 落ち葉の除去、除草
森林(生活圏)		枝葉の剪定、枝打ち 落ち葉の除去、除草 林縁部周辺について枝葉除去 ※林縁から 20m 程度を目安に落葉除去
農地		反転耕、深耕、除草、土壌改良資材等の散布

(2) 除染スケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは次のとおりです。

除染対象	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
幼稚園・学校それに付随する道路	調査測定を実施	全 18 地区 除染実施	経過を観察し、除染が必要な場合は適宜対応を行います。		
公園	調査測定を実施	全 18 地区 除染実施	経過を観察し、除染が必要な場合は適宜対応を行います。		
公共施設	調査測定を実施	全 18 地区 除染実施	経過を観察し、除染が必要な場合は適宜対応を行います。		
住宅・宅地、それに付随する道路、商業施設・工場 その他の道路、農地、森林(生活圏)	調査測定を実施	全 18 地区 除染実施	経過を観察し、除染が必要な場合は適宜対応を行います。	除染終了	

5 除去土壌等の処理

(1) 除去土壌等の処理方針

① 仮置場への収集・運搬、及び保管について

- ・ 除染に伴って生ずる土壌等については、村が設置する仮置場に運搬・保管します。
- ・ 除染土壌等の収集・運搬に関しては、「除染関係ガイドライン」第3編に則り実施します。
- ・ 仮置場は、平成24年度に1箇所設置しています。
- ・ 保管期間は国が設置する中間貯蔵施設へ搬出するまでの期間とします。
- ・ 仮置場は、中間貯蔵施設までの暫定的なものであり、中間貯蔵施設完成後は速やかに搬出します。

② 仮置場からの運搬・処分について

- ・ 仮置場にて保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については国が策定する輸送実施計画を踏まえて実施します。
- ・ 除去土壌等の中間貯蔵施設での保管及びその後の処分は国が実施します。

(2) 仮置場の構造及び所在地

除去土壌の保管に関しては、二次汚染を起こさないよう、次の措置を講じます。なお、「除染関係ガイドライン」第4編に則り実施します。

a 地上保管する場合

- ① 汚水が地下に浸透しないよう保管の場所の底面を遮水シートなどで覆う等必要な措置を講じます。なお、万が一水がシート外に漏れても、放射性セシウムが拡散しないよう、粘土性土壌の上に遮水シートを敷きます。
- ② 除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ③ 遮蔽のために覆土をした上で雨水侵入防止のため、遮水シートなどで覆います。
- ④ 除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑤ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。
- ⑥ 除去土壌が一定量たまった段階で、十分な覆土により遮蔽を行います。

b 地下保管する場合

- ① 帯水層に達しないよう注意し、除去土壌等を仮置きするための穴を設けます。
- ② 汚水が地下に浸透しないよう穴の底面及び側面に遮水シートなど敷設します。なお、万が一水がシート外に漏れても、放射性セシウムが拡散しないよう、粘土性土壌の上に遮水シートを敷きます。
- ③ 除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ④ 遮蔽のため覆土をした上で、雨水侵入防止のため、遮水シートなどで覆います。
- ⑤ 除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑥ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。
- ⑦ 除去土壌が一定量たまった段階で、十分な覆土により遮蔽します。

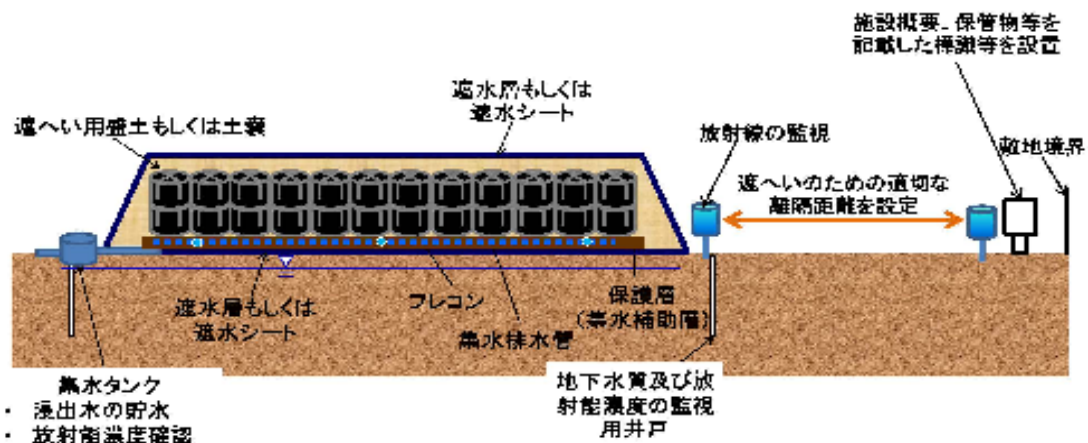


図 地上保管する場合のイメージ

仮置場は村民の健康や生活環境への影響ができる限り少ない場所に設置します。

(3) 仮置場ができるまでの措置

原則として住宅、公共施設、学校等での除染活動に伴い発生したものはその敷地内での一時保管をお願いします。通学路、側溝などは、各地区で一時的に保管します。(現場保管)

仮置場は速やかに設置し、設置後は早急に一時保管場所から搬出します。

(4) 除去土壌等の記録・保存

放射線量や地下水の放射能濃度の測定結果、保管中の除去土壌の量(土嚢袋等の数)、収集者や保管者の氏名や住所を記録します。

記録は現場保管の場合は除去土壌を運び出すまで、仮置場の場合は、作業期間終了まで保存します。

測定結果については測定日から、10 年間保存します。

6 その他

本除染実施計画は、除染の効果や進捗を踏まえ、内容や期間について、見直しを行うこととします。